## 患者等搬送事業者(民間車両)の

## 利用について

緊急性の低い方で交通手段がない場合(入退院や通院, 転院, 社会福祉施設等への送迎時など), 移動手段としてご利用頂ける患者等の搬送事業があります。

大崎地域広域行政事務組合消防本部では、患者等搬送事業を利用される方の安全と利便を 確保するため、応急手当講習を受講した乗務員が常時乗務することや、必要な資器材を積載 するなど、一定の基準に適合する搬送事業者について認定制度を設けています。

救急車を呼ぶほどでもないが、交通手段がないなどの場合には、患者等搬送事業者(民間 車両)をご利用ください。

※詳しいサービス内容や利用料金などは、各事業所に直接ご確認ください。

ただし、民間車両は緊急車両ではありませんので、赤色灯やサイレンはありません。

緊急を要する場合には、迷わず119番通報し、救急車を要請してください。

## 患者等搬送事業者認定一覧表

【令和7年10月1日現在】

事業者名	所在地/連絡先	搬送従事者/保有車両
有限会社 古川観光タクシー	大崎市古川北町一丁目3-28	患者等搬送乗務員適任証所持者
	<b>2</b> 0229 (22) 1125	寝台搬送車 2台
有限会社 昭和タクシー	大崎市古川上古川屋敷77-1	患者等搬送乗務員適任証所持者
	<b>2</b> 0229 (23) 3033	寝台・車椅子兼用搬送車 2台
有限会社 西古川タクシー	大崎市古川新堀旭町5-1	患者等搬送乗務員適任証所持者
	<b>2</b> 0229 (26) 2323	寝台搬送車 1台

## 令和7年度患者搬送乗務員講習会

- ■基礎講習 令和7年12月6日(土)・13日(土)・20日(土)の三日間(9:00~17:00)を受講
- ■再 講 習 令和7年12月6日(土)・13日(土)・20日(土)のいずれか(9:00~12:00)を受講